

それでは日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております

議案第135号 大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定に
ついての修正案

に対する賛成討論

並びに

議案第131号 令和6年度大津市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第143号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第144号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第145号 大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第146号 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第148号 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第149号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第161号 指定管理者の管理する公の施設に係る変更について

議案第168号 指定管理者の指定について 大津湖岸なぎさ公園(市民プラザの一
部に限る)

議案第172号 大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画を定める
ことについて

議案第173号 地方独立行政法人市立大津市民病院の中期目標を定めることにつ
いて

に対する反対討論

及び

請願第6号 大津市立逢坂保育園の休園を撤回し、早急に 保育士確保を行うこと
を求める請願

に対する賛成討論を行います。

まず議案第135号についてです。

国において2023年度から「こども基本法」施行と「こども家庭庁」が創設され、こども
が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて取
り組みが進められることになりました。こうしたことから県においても今年度から「子ど
も若者部」が設置され、子ども若者施策を総合的に企画推進するとされました。今回

の機構改革は、こうした動きを受けて、本市でも子ども・子育て支援施策の推進において切れ目なく支援を届けることができる組織に再編するとしたものです。

新たな組織体制は、福祉部と健康保険部を再編し、「こども未来部」と「健康福祉部」の2部体制となります。こどもに関わる課題について連携体制を整備し、年齢や課題ごとにつながりを強化すること、いずれの部局でも市民にとって分かりやすい窓口や支援体制をつくっていくとされています。

こども未来部では、児童福祉や子育て支援、母子・父子・寡婦の福祉、青少年に関わる課題というように、子どもの成長段階に応じた相談や施策などが整理されることによって、市民にとっても利用しやすくなることが期待できると考えます。

一方、健康福祉部は、社会福祉一般や障害者福祉、生活保護、高齢者福祉、健康推進や医療対策、保健衛生の保健所機能、国保や後期高齢者医療、介護保険、国民年金と、所管が広がります。高齢者福祉と医療や介護の連携が重要視されることから、同一部局に位置づけられることは理解するものです。高齢化が進み高齢者人口が増える下で、高齢者が抱える課題も多様化しており、介護事業所や施設をはじめとする関係機関との連携や調整なども重要になります。さらに障害者福祉や生活保護といった対象者も施策も多い分野も所管されます。国が進める介護と障がいの一体化もベースにあるように思いますが、介護と障がいそれぞれの分野の専門性は、当事者の目線を大切にされた施策の推進には欠かせません。効率性を優先するのではなく、市民にとって相談しやすい体制整備に心がけるべきです。そのためにも今なお不足している職員は、業務量に見合った配置に努めることや、情報共有や部局の統括のために、高齢者に関わって局や室の設置なども検討する必要があることを指摘し、本議案に賛成します。

次に議案第131号についてです。

本補正予算では、水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を計画的に進め、強靱で持続可能な水道事業を実現するため、真野浄水場等の更新改良及び、すべての水道施設の運転維持管理業務を、設計・施工・運転維持管理を一括発注するDBO方式で実施することから、新たに令和6年度から令和17年度までを期間とする債務負担行為を設定しています。当初予算には本事業の事業者の選定に係る事業を来年度までの実施期間として債務負担行為を計上しています。昨年度、真野・新瀬田浄水場更新及び水道施設運転維持管理事業をPFI手法で実施するとしていましたが、事業者の選定段階において、提案者の提案期限までに応募された全ての事業者から辞退届が提出され、事業者選定手続を中止する結果となり、民間事業者がリスクと捉えた新瀬田浄水場更新工事を事業から除外して、本事業にシフトしました。手法はPFI手法からDBO手法に転換しましたが、官民連携手法であることに変わりはありません。

当初予算では手法を見直しされたことから、民間事業者に浄水場の更新改良及び水道施設の運転維持管理業務を委ねてしまうことへ危惧することを指摘し、賛成したものです。しかしこの夏、今年のお正月に発生した能登半島地震でのライフラインの被害再開に向けた自治体の役割について学んで、人は水なしには1週間と生きられない。

それだけ私たちの日常に欠かせないものであり、そのために自治体が水道法に基づいて責任を持って水道施設を管理運営し、安全・安心に提供されてきました。2018年の水道法一部改正は、公共サービスの産業化を狙いとする政策の一環ですが、住民の暮らしにとって水が不可欠であることは当然変わりありません。

水道を営利事業に提供し産業化すべきではなく、公共での人員体制を維持充実し、蓄積された知識、経験を継承、発展させていくことこそが重要であると考えます。全国でも人口減少を理由に、民間事業者に委ねる動きが活発化していますが、民間事業者に委ねても収支の改善は見込めず、むしろ採算性を理由に事業の縮小や質の低下がもたらされ、低廉、豊富な水を提供するという本来の事業の役割が後景に追いやられてしまうことを危惧するものです。災害など非常事態は手動で運転するなど、自治体の専門性、ノウハウが生きることになり、それこそが今、自治体に求められています。

こうしたことから民間に事業を委ねていく官民連携手法は止めるべきと考えるもので、本補正予算に反対します。

次に議案第143号についてですが、議案第144号、議案第145号、議案第146号については、関連しますので一括して討論します。

これらはいずれも手数料を改定しようとするものです。議案第143号は市内の飲食店や理容業、クリーニング業などの事業者が事業を行うにあたり、許可申請のための審査や検査にかかる手数料です。手数料については5年ごとに見直しており、今回は物価高騰などの社会情勢や近隣市町の状況を反映した改定を行うとしています。今回の改定によって、現在市内で事業を行っている事業者のうち影響を受ける市内事業者は、衛生関係で4,314事業者にのぼります。また大津市国民健康保険診療所・葛川診療所の診断書等手数料は、現在1,100円であるものが2倍の2,200円という大幅な値上げが示されています。し尿の収集及び運搬手数料については、し尿処理施設の再編により、南部衛生プラントでの受け入れを止め、志賀衛生プラント及び北部衛生プラントにて全市のし尿処理及び浄化槽汚泥を処理していることや、これによりし尿等の収集運搬に係る経費が増加していることを要因として、その手数料を36リットルまでごとに470円だったものを580円に引き上げるものです。

エネルギー代を含む物価高騰により係る経費が値上がりしていることは承知していますが、同時に市民や市内事業者の暮らしや営業にも大きな影響を及ぼし、厳しく困難な状況が続いている時に、値上げを行うことは暮らしや営業に追い打ちをかけるもので、行うべきではありません。

よってこれら手数料の改定に係る議案に反対するものです。

次に議案第148号並びに、同修正案についてです。

本条例は、地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、大津市コミュニティセンターを設置するとして、施行期日を2025年4月1日として、2019年4月1日に施行されたものです。2025年4月1日までにコミュニティセンターに移行できず、施行期日を定められない公民館がある場合は、5年間の実施状況を検証し、条例改正などの対応策を検討することとしており、コミュニティセンターへの移行状況は、小松学

区を除く35学区のうち16学区です。

本議案は、昨年度から検証を重ね、地域において、コミュニティセンターを活用した多様な主体による協働のまちづくりを持続可能な形で推進していくためには、まちづくりの在り方について、地域において必要かつ十分な議論がなされ、住民の理解と納得が得られることが重要であるとの観点から、コミュニティセンターに移行する時期については、市が一律の期限を設けるのではなく、時間を要したとしても、それぞれの地域の実情や特色に応じて地域住民が主体的な判断をし、その結果を尊重することが適切であるとの結論に至ったとして、条例の施行期日の撤廃を行おうとするものです。

そしてコミュニティセンターへの移行や運営について、2025年度に策定する「大津市協働のまちづくり推進計画改定計画」において、体系的に進捗管理を行うとしています。

本会議でも議論しましたが、市は地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、大津市コミュニティセンターを設置するとして、市内全学区での取り組みを進めるとしてきました。条例制定当初からまちづくり協議会の設置との関係性や、市としての説明の在り方などの問題点が議会からも指摘され、条例案の提案は二転三転した後、結果として各学区に丸投げして、見切り発車した形で5年間が経過したように思います。地域の議論に職員が出向き説明が繰り返されてきたことは承知しますが、公民館のコミュニティセンター化の必要性を地域が、市民が求めているのかということが重要だと思います。

今回の条例改正後も全学区でのコミュニティセンターへの移行は目指すとしながら、地域住民が主体的な判断をし、その結果を尊重するとしています。そもそも協働のまちづくりのためには、コミュニティセンターにする必要があるとして、全学区で移行することを目指したはずですが、しかし地域により取り組み方や進め方に差があることから5年の期間を設けたもので、全学区の移行が前提です。そしてコミュニティセンターの管理運営を地域のまちづくり協議会に委ねるとしています。条例改正で一律に期限を切らないとして、コミュニティセンターへの移行もまちづくり協議会の設立も、市として具体的な見通しは持っていません。

住民自治を尊重することは、住民主体のまちづくりには欠かせないことです。一方でコミュニティセンターに移行しなくても、まちづくり協議会が設立されていなくても、公民館活動や地域の各種団体の活動などを通して、住民がさまざまな学びやコミュニケーションを広げ、暮らしを豊かにしている学区があります。

条例改正にあたって5年を経過しての現状を直視し、市としてどうあるべきかの方向性を明確にすべきです。そうでなければ地域での議論の深化は望めません。また無期限に地域任せ、市民任せにするのではなく、一定の期限を設けて検証し、結果に基づき必要な措置を、市の責任として講ずることを明確にすべきです。

よって本議案に反対し、本議案の修正案に賛成するものです。

次に議案第149号についてです。

本議案は、大津市生涯学習センター内の科学館プラネタリウム、展示ホールの観覧料を改定しようとするものです。プラネタリウム観覧料は、現在乳幼児は無料ですが座

席利用 100 円を新設し、小中高生は現在 200 円のところを市民は据え置き、市民以外は 350 円に、一般は現在 400 円のところを市民は 500 円に、市民以外は 700 円に引き上げます。また展示ホール観覧料は、現在 100 円のところを、小中高生の市民は据え置き、市民以外は 150 円に、一般は、市民は 150 円、市民以外は 200 円に引き上げようとするものです。

そもそも科学館は、身近な琵琶湖やその周辺の自然環境などを通して、自然科学の学習展示などで、市民の科学に対する興味や関心を高め、理解を深めるなど学習の機会を保障する大切な公共施設です。委員会審査において明らかとなったように、入場者の大半が子どもであり、特に団体は、市内・市外ほぼ同等の比率で利用されています。

一般の料金改定にあたっては、市民以外の料金を設定し、市民と市民以外の受益と負担の公平性の観点から値上げすることです。現在本市は来訪者を増やし、大津市の魅力を実感してもらい、市内で滞在していただくために観光行政にも力を入れています。今回の市民以外の料金設定は逆行しており、大津市民憲章にも反しているのではないかと思います。近年、科学館は近隣自治体からバスを使っての校外学習の受け入れを増やしてきています。施設周辺の自然環境などもあり、幼児から小中学生の校外学習に適しているとの評価も聞き及びます。

施設の設備更新のための諸経費や電気料金などの高騰が、施設運営に大きな影響を及ぼしていることは理解します。しかし施設の設置目的や果たしている役割を鑑み、市として、子どもたちに大津の魅力を実感してもらおう機会の一つとしても、大いに利用していただけるよう低廉な料金に努めるべきです。

ましてやコロナ禍以降の諸物価の高騰で、市民の暮らしが大変です。とりわけ子育て世帯の暮らしは厳しさを増していることから料金も上げるべきではありません。

よって本議案に反対します。

次に議案第161号についてですが、議案第168号が関連しますので一括して討論します。

これら議案は、2021年に指定管理者を指定した公の施設のうち、大津湖岸なぎさ公園のうち、市民プラザの一部に限る区域について、新たに指定管理者の指定を行うことから対象区域を除外するため、公の施設の一部を変更するための条例改正です。

今回新たに指定管理者を指定する大津湖岸なぎさ公園のうち、市民プラザの一部については、民間事業者が都市公園の再整備と整備後の管理運営を委ねる Park-PFI の手法を使っての再整備となりました。

大津湖岸なぎさ公園の魅力向上を謳い、観光や地域活性化への期待が寄せられていることは承知しています。

しかし私たち共産党市会議員団は、再整備にあたって Park-PFI の手法を活用することについて、問題を指摘してきました。大津湖岸なぎさ公園は琵琶湖の景観を楽しむ場所であり、それは市民が述べなく享受できて、自由に憩える公共空間です。良好な都市景観、生物の多様性の確保、災害時の広域的な避難場所としての役割がある都市公園の中の施設に対し、法律で制約を設け、建ぺい率は2%に抑えられてきた

ものを、規制緩和により収益確保のための施設は2%を超えて整備できます。民間事業者の儲けの道具、利潤追求の場としていくことで、市民が使える緑地面積やオープンスペースを大幅に失うことになります。

また事業者の収益を図るために来訪者を増やすことが必要となりますが、当該地域の幹線道路は恒常的に渋滞しやすく、周辺地域への影響は避けられません。有効で抜本的な対策が講じられるとは思えない状況からも、両議案には反対します。

次に議案第172号についてです。

本計画案は、2017年度をスタートに2028年度までの12年間の長期的な基本構想に掲げられた将来都市像を実現するために、計画期間を4年ごと、3期に分割して、各期間に取り組む具体的な施策等を示したもので、今回3期目の計画案となっています。

なかでも国の2023年度から2027年度までの5年間の計画期間とした「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえて、本市で取り組むべき3つのテーマのすべてで、新たにデジタルの視点を加えていることについて、本当に地方自治体や住民が希望をもって、地方再生が図れるのかという観点で検討すべきではないかと考えます。

それまで国は「地方創生」を合い言葉に、出生率の引き上げと東京一極集中の是正を大目標にしてきました。ところが出生率は過去最低に、東京圏への転入超過はコロナ禍で若干抑制されたものの23年には増加しています。背景にはデジタル化や大型開発を進めてきたことにあります。「デジタル化の推進などによって、どこに住んでいても仕事や勉強ができ、必要な医療・福祉が受けられる」とバラ色に描いてきました。しかし保健所の削減や公立・公的病院の統廃合や病床削減、学校の統廃合、介護事業所の倒産・廃止などを進めてきたのは自公政権です。これらの反省抜きにデジタル化すれば全て上手くいくというのは幻想です。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、自治体の持つ個人情報や公的サービスを民間企業に開放し、企業が利益を得る仕組みに変えようとするものです。デジタル化を口実とした窓口の削減や対面サービスの後退、自治体職員の削減、国の基準に統一したシステムの押しつけ、膨大な個人情報の利用によるプライバシー侵害などの危険があります。国に合わせたデジタル基盤の押しつけともいえるべき「地方行革」を無批判に受け入れるのではなく、自治体の独自施策や住民サービスの充実をめざしていくこそが地方の再生につながります。そして SNS 等の活用が進むにつれ必然的に増加するトラブルへの対応や、情報格差の解消、ネット依存による健康被害や詐欺被害による財産の搾取などデジタル化が及ぼす弊害への対策にも目を向ける必要があります。

重点プロジェクトについては、市としての課題認識が問われます。本計画案は「2025年問題」といわれる超高齢化社会と重なる4年間の計画です。市民意識調査の結果を基に認知症施策推進を掲げられたことは理解しますが、誰もが安心して介護や医療を受けられる環境整備の一つとして取り組まれるべきと考えます。

また高齢者のみならず介護離職で悩む現役世代やヤングケアラーなど、世代を超えた解決すべき課題にも積極的な取り組みが必要です。

そして「子どもの未来が輝くまちにします」の施策3 子どもの教育の充実では、「学

びの保障」の観点が必要です。不登校対策やフリースクール対応などの諸課題に取り組みられていることは承知していますが、そもそもの市としての姿勢や課題への向き合い方が重要となります。教育においても格差の解消、相互理解や多様性の尊重などの目標も必要と考えるものです。

さらに指標の在り方について、これまでの計画策定においても議論になってきましたが、今計画においても再考が必要な点が散見されることを指摘し、本議案には反対するものです。

次に議案第173号についてです。

地方独立行政法人市立大津市民病院は、「・・・市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする」ことを第3期中期目標の前文に掲げています。市は病院の設置者として、来年度からの4年間にめざすべき市民が求める医療を中期目標として示していく必要があります。ところが本中期目標中、「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」には、第2期中期目標に記載されていた「前文を踏まえた上で」という記載がありません。「患者・市民から信頼され」とあるように第2期目標期間中に発覚した医師の大量退職問題など市民の不安や心配を広げたことへの反省と教訓は重要ですが、市民が市立大津市民病院に求めることを認識した目標であるべきです。

市民病院の役割として、5事業及び在宅医療に対する医療の確保においては、コロナ禍が浮き彫りにした感染症に脆弱弱い日本の保健医療体制の現状について直視し、医療崩壊の危機を再び繰り返さないための医療提供体制づくりに取り組む必要があります。5事業、いわゆる医療法に規定する医療の確保に必要な事業としての救急医療、災害医療、小児医療、周産期医療及び新興感染症の発生・まん延時の医療の確保に必要なものですが、「県の保健医療計画及び滋賀県感染症予防計画で求められる役割を果たす」こととしています。市立大津市民病院は、新型コロナウイルス感染症の治療においては県内でも先導的な役割を果たした経験を持っています。地域医療の実態を掴み、国・県の計画に倣う機械的な対応ではなく、市民の医療ニーズに応える目標が求められます。医療が逼迫し入院が必要な患者やに自宅療養を求めざるを得なかった事態を教訓に、十分な医師・看護師など医療従事者がいなければ、どれだけ病床が空いても患者を受け入れることはできません。常に病床と医療従事者に一定の余裕を確保しておくことや、医師・看護師の増員計画を求めるべきです。

また周産期医療を含む5事業の一つとして掲げておきながら、分娩の再開には触れていません。こどもまんなか社会の実現に向けて、取り組みが強められようとしている時に、こどもの医療、特に周産期医療には注目が集まっています。県の周産期医療の機能分担や集約化の方針から分娩に係る医療体制の整備は困難であるとされていますが、妊娠から出産、乳幼児健診など子どもたちの健康と関わる市の施策の検討や、その有効性の検証、分析のためにも分娩も含む周産期医療の再開に向けて取り組むべきです。

さらに「市民・患者への医療サービス」の市民・患者に寄り添ったサービスの提供では、インフォームド・コンセントの徹底がありません。医療は、常に医療従事者と患者と

が対等の関係性の下で行われるべきものだと考えます。そのための説明、同意、納得は不可欠であり、今の医療現場で再認識されなくてはならない重要なことであることから市として求める必要があります。

そして「地域の病院、診療所等との機能分化及び連携強化」の地域で果たすべき役割では、地域包括ケアシステムの深化に向け、市民病院は、地域の医療機関との機能分化、連携及び情報共有を積極的に行うこととしています。国はコロナ禍を経てもなお「地域医療構想」に固執し、医療費抑制政策を進め、病院の再編・統合、病床削減を加速させる動きを強めています。看護師配置が手厚いとされる高度急性期、急性期の病床から診療報酬の低い回復期、慢性期の病床への転換、入院患者を病院から在宅医療へ、さらには介護保健施設へと誘導すること、いわゆる地域包括ケアシステムで医療費を削減することをめざしているのです。例えば看護職員の配置基準を低くした「地域包括医療病棟」が新設され、病床転換で高齢者の救急搬送を受け入れることが盛り込まれています。市民病院でもこうしたことが進められることが危惧されます。

以上のことから本議案に反対するものです。

次に請願第6号についてです。

過日開催されました教育厚生常任委員会での本請願の趣旨説明の中で、大津市の保育を充実する会の代表でもあり、幼児教育、児童の発達教育学の専門家でもある青木美智子氏が指摘されたことで、あらためてこの問題に対する視点に気づきを与えてくださいました。

本市にとって過去最高の待機児童解消が喫緊の課題であることは理解するとして、待機児童数を少しでも減らすために、休園により在園する児童にとって日々の生活環境に大きな変化を及ぼし、そのことによる心理的なストレスを与えるという犠牲を伴うことが最善の選択であるのかということです。休園による保育士の再配置の数字は一見効果的に見えるだけで、実質はまやかに過ぎないこともあり得ます。子どもの入所要件の優先度と保育士の確保により入所が決定される下で、児童の年齢により保育士の配置が変わり、年齢が低い児童ほど保育士の配置数が大きくなるからです。私たち大人は、日本が批准している「子どもの権利条約」に基づいて、「子どもの最善の利益」を最優先に考える必要があるということです。

そもそも市は休園の方針を決定する前に、当事者である在園児の保護者の意見聴取は行っていません。つまり休園による在園児の生活そのものに大きな影響を与えるという認識に欠けていたと言えるのではないかと思います。2023年に施行された「こども基本法」では、第3条の3で「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項についての意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が規定されています。このことは子どもの権利条約の第12条「子どもの意見表明権」として明記され、子どもの権利として、子ども期であることを留意した方法や義務を規定しており、意見表明は、直接に又は代理人もしくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられるとしています。ところが意見を表明できる場合は、方針決定後の保護者説明の時でした。これでは子どもの権利条約にもこども基本法にも反しています。本市の意志決定のあり方が問われる問題で

す。

私はこの夏、市が市立逢坂保育園の休園の方針を示して以来、大津市の保育実践について振り返ることができ、大津の保育の質の向上という点でも市立逢坂保育園の重要性を実感したところではあります。逢坂保育園は、1965年に創設された歴史のある保育園です。中でも、働く女性の社会進出に伴い、公立保育園の増設とともに逢坂保育園は、昭和60年に公立園で産休明け保育を制度化した保育園でした。「大津の保育」という保育士研修でテキストとなる保育理念や実践がまとめられた冊子が各園に保管されています。これによりますと、逢坂保育園は「長い歴史に裏打ちされた乳児保育で培い築いてきた専門性を継承しつつ、日常的に保育の質の向上に努めてきた。公立・民間を問わず、大津市内の保育所全体の乳児保育の充実を願い、乳児保育研修の会場となり、乳児保育内容を実践報告で発信し続けるなど乳児保育発信源としてとしての役割を担ってきた」とあります。このような歴史を持ち、市内で唯一公立園での乳児対象の保育園は、今後も市内の乳児保育実践のエキスパートを担うべき存在となるべきです。

また大津市の公立保育園の保育士数が8年間で74人、25%もの減少です。離職者が増加している実態を直視し、安心して働き続けられるよう直ちに処遇改善と段階的な採用数の増加に取り組むべきです。大津市で保育士として働くことの魅力発信ができれば、市内民間園でも働く保育士が増え、待機児童解消に大きな前進が開けます。今こそ市立逢坂保育園の休園撤回と、公立保育士の処遇改善を求める本請願を採択し、持続可能な保育行政へ市の背中を押していこうではありませんか。議員各位の賛同を求めて賛成討論とします。